

京都市告示第 13号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成18年3月8日付けで認可した紫野西大徳寺町南部町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年4月1日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

	変更前	変更後
代表者の氏名	新谷 昌弘	小寺 祥文
代表者の住所 及び所在地	京都市北区紫野大徳寺町 67番地78	京都市北区紫野大徳寺町 67番地48

(文化市民局地域自治推進室)